

川崎市告示第69号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第10に規定する臭気指数の算定の方法について（平成28年川崎市告示第513号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月18日

川崎市長 福田 紀彦

2 装置及び器具（2）イ（ア）無臭水製造装置中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。